

官民連携での公園再整備における望ましい利用 の構築過程

—公園計画における意義の語りと実践に着目して

満壽居 春希

本研究は、大阪市天王寺公園で行われた官民連携による再整備事業、「てんしば」再整備を対象とし、公園計画過程における公園の望ましいあり方についての議論と、事業完成後、様々な計画主体によって語られた事業意義について、それぞれ、どのように利用者・利用行為が位置づけられているかを分析したものである。

近年、公園の再整備事業は官民連携によって行われることが珍しくなく、とくに都心の大規模な公園では、民間事業者を活用した再整備が盛んである。これまでの官民連携での公園再整備を扱った研究では、再整備事業の政策的位置づけや、新しく整備された空間の物理構造の分析を通じて、「望ましくない人々」や「望ましくない利用」が排除されていると指摘されてきた。しかし、先行研究で用いられてきた図式においては、公園再整備に段階的に関与し、課題把握・構想・計画・設計を行う、政策決定主体や行政主体、民間事業者などの主体の複数性と、公園計画を一連の過程として捉える視点が弱く、再整備された公園空間は、あたかも行政や政策における意図がそのまま反映されたものであるかのように描かれる傾向がある。その結果、公園を使う側ではなく作る側の、計画実践や公園利用に対する認識構造が十分に把握されないまま、「開かれた公園」からの距離をめぐる議論が蓄積されてきた。このことは、官民連携での公園再整備を批判する研究において、その知見を届けるべき公園計画主体に対する批判力を弱める要因となっている。

本研究は上記の問題意識に従い、公園再整備を、それが取り込まれる社会的状況、再整備に関わる人々の事業や公園の意義に対する認識、そして物理的な公園空間の構造という三者の相互関係によって、新たな公園空間が動的に実現されるものと定義した。また、利用者や利用行為はそうしたダイナミズムに影響を受けるものとした。加えて、これらの理論枠組みにもとづ

き、公園計画主体によって語られるあるべき公園の姿と、そこにおける利用の位置づけを分析し、公園を使う側ではなく、作る側によって構築される公園利用の望ましさの把握をめざした。

「てんしば」再整備事業では、公園計画の進展と複数の計画主体の段階的な参入を通じて、公園の理想的なあり方を実現する公園機能が議論され、また、その公園機能を満たす空間構造が構想されていた。再整備が位置づけられた都市政策の段階では、公園は集客装置として位置づけられ、「観光客」が利用者として想定される一方で、あるべき空間の構想は限定的なものであった。その後、行政職員により執り行われた事業者公募時には、民間事業者に、多様な人々が利用可能な空間の設計を要求しつつ、賑わいと交流の場としての公園を求めるなど、より多角的・具体的な公園機能の追求と利用者の想定が行われた。民間事業者は、公募要項において求められた公園機能を空間構造として具現化する際に、従来の行政による公園整備とは異なる、新たな公園機能と空間構造の対応関係を生み出していた。加えて、民間事業者が、他の民間主体へ設計を部分的に委託したことにより、より末端に位置する民間主体のアイデアが、元々構想されていなかった、寝る・座るなどの日常的な利用を可能にするという、公園利用の拡大がもたらされたことも確認できた。

「てんしば」事業の評価の語りにおける利用者/利用行為の言及では、「多くの世代」「より広い都市圏・海外からの来園」「家族連れ」/「多様」「自由」「多目的」などが望ましい要素として語られていた。これらのうち、利用行為にまつわる語彙はその多くが、計画時から目標として掲げられていた要素であり、概念の定義や実証的検証を伴わないまま主張される、予定調和的な言葉であった。利用者については、「子ども」と「野宿者」が対置され、公園や周辺エリアのイメージ向上を主張する文脈で用いられるなど、事業目標達成の根拠として利用者の属性が持ち出されていた。野宿者は、「ブルーシート」「酔客」といった言葉による暗示を通じて、再整備以前の公園のネガティブな要素の原因として、事業意義の語りを持ち出されていた。ほかに、周辺住民については、「市民に愛着を持って利用されている」という評価とは裏腹に、実際には、利用しにくさを感じる人も少なくなかった。上記のような利用にまつわる様々なレトリックは、公園計画に関与する諸主体の間で広く共有されていた。

本研究は、官民連携による公園再整備の過程の追跡を通じて、新たな公園空間が整備される過程で、各主体が公園利用を方向づける実践を明らかにした。さらに、そうした実践構造を踏まえたうえで、公園利用に関する評価の言説がしばしば実態から乖離したかたちで展開されることを示した。社会科学から公園計画領域に対する建設的批判を可能にする共通言語と、研究の方法論的枠組みを提示した点に、本研究の意義が存在すると考えられる。